

京都市告示第172号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年6月24日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	上賀茂水0095号	北区上賀茂狭間町8番地地先 同町10番地地先	
2	上賀茂水0096号	北区上賀茂狭間町9番地の2地先 同上	
3	上賀茂水0097号	北区上賀茂十三石山11番地地先 同町7番地の1地先	
4	清水水0005号	東山区下弁天町55番地の2地先 同区玉水町71番地の4地先	
5	清水水0006号	東山区金園町400番地の4地先 同区下弁天町57番地の3地先	
6	嵯峨水5005号	右京区嵯峨五島町1番地の1地先 同町1番地の63地先	
7	鳴滝水0038号	右京区鳴滝般若寺町14番地の7地先 同町14番地の6地先	

(建設局土木管理部道路明示課)